

幕別町表彰条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町表彰条例 (昭和48年3月23日 条例第1号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(表彰)</p> <p>第2条 表彰は、次の各号に定めるものとし、町長が個人又は団体のうち、その功績が顕著なものに対して<u>町長が別に定める選考委員会の審査</u>を経て行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(条件)</p> <p>第3条 <u>前条第1号の表彰を受けるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）施行後において、次の各号の一に該当しなければならない。ただし、特別な事情があるものについてはこの限りでない。</u></p> <p>(1) <u>町長として8年以上在職したもの</u></p> <p>(2) <u>町議会議員として12年以上在職したもの</u></p> <p>(3) <u>副町長及び教育長として12年以上在職したもの</u></p> <p>(4) <u>教育委員会及び農業委員会の委員又は選挙管理委員会の委員として15年以上在職したもの</u></p> <p>(5) <u>公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員又は識見を有する者の中から選任された監査委員として20年以上在職したもの</u></p> <p>(6) <u>附属機関の委員及び専門委員として25年以上在職したもの</u></p> <p>2 <u>前項の在職年数は、次により計算する。</u></p>	<p>○幕別町表彰条例 (昭和48年3月23日 条例第1号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(表彰)</p> <p>第2条 表彰は、次の各号に定めるものとし、町長が個人又は団体のうち、その功績が顕著なものに対して<u>第3条に規定する表彰者選考委員会の選考</u>を経て行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(表彰者選考委員会)</p> <p>第3条 <u>第2条に規定する表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）の選考を行うため、表彰者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>委員会は、被表彰者の選考について、町長の諮問に応じ審査及び答申をするものとする。</u></p> <p>3 <u>委員会の委員は10人とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>識見を有する者</u></p> <p>(2) <u>公募による者</u></p> <p>4 <u>委員会の長（以下「委員長」という。）は委員の互選による。</u></p> <p>5 <u>委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理するものとする。</u></p> <p>6 <u>委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合に</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>(1) 1ヶ月に満たない端数は、1ヶ月とする。</u></p> <p><u>(2) 同一職種で在職期間を中断している場合は、その在職期間を合算する。</u></p> <p><u>(3) 異なった職種間の通算は、受賞の対象となる職種に在職した期間が、前項各号の一に定める在職期間の3分の2以上である場合に限り行うことができるものとし、通算の方法は町長が別に定める。</u></p> <p>第4条及び第5条 略</p> <p>(死亡の場合の措置)</p> <p>第6条 <u>被表彰者が死亡しているときは、功労章等は遺族に対して贈る。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、町長が定める。</p>	<p><u>おける補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>7 委員会は委員長が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>8 委員会は、委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>第4条及び第5条 略</p> <p>(死亡の場合の措置)</p> <p>第6条 <u>表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したとき又は既に死亡しているときは、功労章等は遺族に対して贈る。</u></p> <p>(欠格条項)</p> <p>第7条 <u>町長は、表彰の基準に該当する者であっても、本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、不適當であると認める場合には、表彰の対象としないものとする。</u></p> <p><u>2 町長は、表彰を受けた者が、本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、不適當であると認める場合には、表彰を取り消し、功労章等の返還を命じるものとする。</u></p> <p>(感謝状等の贈呈)</p> <p>第8条 <u>町長が、町行政に寄与しその功績が著しく、感謝するに足ると認めた個人又は団体に対しては、感謝状を贈る。</u></p> <p><u>2 町長が、品評会、共進会、競技会その他の催し等において特にすぐれた成績をおさめ、賞するに足ると認めた個人又は団体に対しては、賞状を贈る。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、町長が定める。</p>